

# ひとり親家庭の在宅就業推進事業

- 在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅就業コーディネーターによる支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。  
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）
- 事業実施者は、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品を行うとともに、在宅就業コーディネーターを配置し、在宅就業者のサポートを行う。
- 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

【事業実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（委託可能）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

## 一般の職業訓練等

## 在宅就業推進事業

